

## 第6回静岡市障害者自立支援協議会 会議録

- 1 日時 平成22年2月1日（月）午前10時00分から午後0時10分まで
- 2 場所 静岡市葵区城東町24番1号  
静岡市城東保健福祉エリア 保健福祉複合棟3階 第1、2研修室
- 3 出席者 （委員）山本忠広委員、山川道夫委員、堀義博委員、大塚司委員、川口好則委員、長澤功委員、山倉慎二委員、荒田眞理子委員、坪井康人委員、中島純一委員、佐野可代子委員、青山登志夫委員（会長）、熊谷貴世志委員、西尾陽子委員  
（事務局）高野福祉部長、望月保健衛生部長、鈴木障害者福祉課長、小川精神保健福祉課長、長沼障害者更生相談所長、小長谷参与兼商業労政課長、長谷川葵福祉事務所生活支援課長、浦野駿河福祉事務所生活支援課長、池ヶ谷清水福祉事務所生活支援課長、望月学校教育課長  
障害者福祉課 西澤参事兼統括主幹、下山主任主事  
精神保健福祉課 原田統括主幹、野仲統括主幹  
静岡市障害者協会常務理事兼事務局長 牧野 善裕 氏  
アグネス静岡 北尾 会津 氏  
静岡ピアサポートセンター 李 恵順 氏  
静岡市清水うみのこセンター 鈴木 若葉 氏
- 4 議題 （1）平成21年度静岡市障害者相談支援事業評価の結果について  
（2）平成22年度の部会運営について  
（3）静岡市相談支援事業者等における相談事例及びその解決方法と地域連携課題について（事例検討）
- 5 傍聴者 一般傍聴者 0人  
報道機関 0社（資料受取りのみ 1社）  
※ 議題（3）については、非公開にて実施。

### 6 会議内容

（午前10時00分 開会）

**開会**

（司会より事務連絡）

（司会）

さて、静岡市障害者自立支援協議会設置要綱をご覧ください。要綱第6条第2項によりますと、「協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。」とされております。

本協議会の定数は15名ですので、定足数は8名となります。本日は、14名の委員にご出席いただいておりますため、会議が成立していますことをご報告いたします。

それでは、これより先の議事につきましては、要綱第5条第4項に基づき、会長に議長として進行をお願いしたいと思います。青山会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

おはようございます。

国では本格的な来年度予算の審議が始まり、また、とりわけ障害福祉サービスは従来と違う予算内示、出方がしています。同時に、障害福祉サービスの枠組みについても大きな視野を持って検討に入ると思います。そういう中ではありますけれども、この自立支援協議会は現行の仕組みの中で淡々と議論を進めていく必要があると思います。どうぞ、今日はお昼までとなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、会議の公開についてお諮りいたします。お手元の「次第」をご覧ください。

本日の議題のうち、「(1)平成21年度静岡市障害者相談支援事業評価の結果について」及び「(2)平成22年度の部会運営について」につきましては、非公開とする内容ではございませんので、公開して実施したいと思います。

また、「(3)静岡市相談支援事業者等における相談事例及びその解決方法と地域連携課題について(事例検討)」につきましては、静岡市情報公開条例第7条第1項第1号にて規定される非公開情報、つまり個人情報が含まれますことから、(3)の議事につきましては非公開としたいと思います。会議終了後に作成します会議録につきましても同様に、当該部分は非公表としたいと思います。

この(3)の議事の非公開につきましては、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしと発する委員あり)

(会長)

ありがとうございました。異議なしとして進めさせていただきます。それでは、(1)及び(2)については公開とし、(3)については非公開といたします。本日、傍聴される方はいますか。

(司会)

今のところは、ございません。

(会長)

はい、分かりました。

#### (1) 平成21年度静岡市障害者相談支援事業評価の結果について

(会長)

それでは、委員の皆さん、よろしくお願いいたします。

まず、最初の議題としまして、今年度を実施しました静岡市障害者相談支援事業評価の結果につきまして、ご報告をいただき、これをもとに今後の事業評価の在り方につきまして検討を行いたい

と思います。最初に事務局よりご報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(障害者福祉課 西澤参事より説明)

(会長)

はい、ありがとうございました。

資料1を中心にご説明、ご報告を頂きましたが、補足資料も含めまして、かなり膨大なものになっております。資料は、事務局より事前にお送りいただいておりますが、十分に読み切れていない、精査できていないこともあるかと思えます。まず最初は、今の事務局の説明及びこの配布資料を中心に、何か質問等はございますでしょうか。

どうでしょうか。資料1、これがそれぞれの資料を総括するものでございますが、この資料1について、何かございますでしょうか。

(山川委員)

静岡市発達障害者支援センターの山川と申します。よろしくお願いいたします。

資料1-3、私は事前に読ませていただきましたが、2ページの、第5の実施期間で、この実施期間、経過について、改めてご報告をいただければと思います。量的評価、質的評価が行われたわけですが、実際に職員の方がヒアリングを通しての評価だと思えますが、資料では(細かい部分が)分かり難いところもございますので、改めて事業評価実施の経過を説明して下さい。

(会長)

それも含めて、評価対象になった年度のこと、11月下旬からということになると思いますが、自己点検した月日(基準日)の報告もお願いします。

(障害者福祉課 下山主任主事)

静岡市障害者福祉課の下山と申します。

ただ今、山川委員と会長からご指摘いただきました件につきまして、お答えいたします。

まず、山川委員からご質問いただきました流れ、実施の経過につきましてですが、最初に11月末に10事業者に対して実施要領を送付しまして、事業評価実施の通知をしました。まず、各事業者において客観的評価の自己評価を行っていただき、並行して質的評価であります模擬支援計画を12月中旬までに提出して下さいとの指示をしました。

質的評価につきましてですが、模擬支援計画提出までの間、各事業者間で模擬事例に関する情報交換をしていただき、また資料だけでは分からない補足情報については、市やご協力いただきました障害者協会に質問という形で寄せてもらい、それに対して回答を行いました。その内容を踏まえながら各事業者で計画をご作成いただき、12月中旬までに市へご提出いただきました。

その後、模擬支援計画につきましては、12月下旬に障害者協会主催の研修会にて皆さんで内容を確認した上で、障害者福祉課、精神保健福祉課及び障害者協会にて最終評価を行い、1月初めに資料1-2にまとめました。

客観的評価については11月末実施通知後、評価シートに基づき各事業者が自己評価を行い、その内容をもって市の職員による実地ヒアリングを、予定では12月中旬から1月ごろまでとなっておりますが、最終的に1月中旬までに10の事業者すべてで実施し、その結果を客観的評価点としまして、資料1-1にまとめました。

青山会長の質問の基準日については、平成21年度の、客観的評価を行った日までの取り組み状況について評価しました。内容は資料1-3の別表2にありますとおり、中には年度で区切るのは妥当ではない評価項目も一部、ありましたが、その点につきましては、今までの取り組み内容を踏まえながら行いました。

以上でございます。

(会長)

はい、他にいかがでしょうか。

この協議会の構成員の中に、この評価事業の被対象者（相談支援事業者の委員）がお見えになっております。あまり、先にそこに聞いてしまうと、議論が進まないでしょうか。そういう意味では、後で受けた立場からご意見を聞きたいと思っていたところですが、その前にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

(佐野委員)

障害者協会の佐野です。よろしくお願いいたします。

資料1の結果分析の表（4ページ）にある想定される評価、策定基準を作成するに当たっての想定評価が、想定点が総合平均、総合評価段階、各評価分野ごとの平均評価点別に数字が出ておりますが、この数字は市が想定したもの、基準を策定する際にこのぐらいたろうと市が想定したものでしょうか、それともこれぐらいの数字でいいかなというのを、各事業所の評価をある程度した上で出された数字なのでしょうか。

(会長)

この（1）議題の基本的な考え方を、少し、私なりに理解したものを申し上げますと、まだこれは、モデルとして試行的に実施したと。評価基準、項目、評価者が行う評価のポイントを含めて、まだまだ改善の余地があることを前提として、これはこれら視点を踏まえながら、ご質問なりご意見をいただければと思います。今の佐野委員のは、そのことに関わるところが大きいと思いますので、事務局、回答をお願いいたします。

(障害者福祉課 下山主任主事)

静岡市障害者福祉課の下山でございます。

今の佐野委員のご指摘のこと、資料1の4ページのところでございますが、この想定のところは、予め評価を行う前に、市のほうで考えさせていただいていたもので、今回の基準を作りながら、だいたいこの範囲に収まるであろうということ、予め予想を立てまして作った数字でございます。以上でございます。

(会長)

いかがでしょうか。

それでは、議論のきっかけということで。はい、どうぞ。

(川口委員)

愛誠会の川口でございます。少し、質問がございます。

自己評価時における評点の基準というところで、これは資料1-3の4ページでございます。評点1から5までございまして、それぞれ達成度がパーセンテージとして設定されていまして、各評点として定められているところですが、この達成度のパーセンテージの数字というのは、根拠があるのでしょうか。よく統計学上、分析するときにはこの数字を使うのですが、この数字の根拠を教えてくださいませんか。

(障害者福祉課 下山主任主事)

資料1-3の4ページでございますが、別表1が用意された意図は、その隣のページにございませぬ別表2の評価基準は、自己評価を行う際には相談支援事業者に公開しておりませんでした。あくまでも、自己評価の段階ではこの評価基準を参考にするのではなく、別表1に考えられている評点の考え方に基づいて、自分たちの取り組みがどれぐらい、できているかを評価していただく形を取りました。

川口委員のもう一つのご指摘でございますこのパーセンテージでございますが、本来は標準偏差を算出して、いわゆる偏差値的なものを用いて設定するというのが正しい方法ですが、残念ながらそこまでの資料を持っておらず、先ほど申ししておりますとおり基準値自体が明確に設定されていたわけではございませんでしたので、今回はおおよその範囲ということで、例えば評点5であれば115パーセント以上、以下10単位の刻みで評点を考えさせていただいた次第でございます。以上でございます。

(会長)

他にいかがでしょうか。

それでは、この評価を事業者として実施した山本委員（清水障害者サポートセンターそら）。この評価をやっていく上での課題なり問題点、改善点は、何かございますでしょうか。

(山本委員)

サポートセンターそらの山本です。

今回、評価を受けたいち事業所としてですが、今回のこの評価の基準と申しますか、内容でございますが、介護保険法等の評価基準である情報公表制度の内容に、割と近かったような感じがいたしております。委託を受ける相談支援事業所としまして、委託を受ける段階できちんとした基準等、こういったものを満たすというような内容が、まだまだ委託を受ける段階できちんとできていなかった、というような感じはしますが、自分たち立場として、相談支援事業者として、最低基準を設けて、どういった基準であるべきか行政と検討すべきかなと思いますので、(そのことの)きっかけづくりとしては必要だったかなと思いました。

(会長)

はい、ありがとうございました。

山川さんのところは、お受けになっておりませんか。はい。それでは、堀さんのところ（地域生活支援センターおさだ）は（いかがでしょうか）。

(注) 山川委員所属の「静岡市発達障害者支援センター」については、発達障害者支援法に基づく委託事業であり、専門的な相談支援事業として位置付けられておりますため、今回の評価事業の対象とはなっておりません。

(堀委員)

支援センターおさだの堀です。よろしくお願ひいたします。

私どもも評価を受けまして、やはり自己評価はなかなか難しかったかなと思います。そういった中では、主観的な評価と客観的な評価というのは、両方ないといけないというところがありますし、まだまだ相談支援事業者としての資質とか、人材育成というところにはまだ課題はたくさんあります。また、こういうものを基に、研修して、改善を図ることが本当に大事なのかなと思ひました。

(会長)

はい、ありがとうございました。

それに関連をしまして、いわゆる社会福祉法第78条規定における、福祉サービスの第三者評価事業というのを県が7年ぐらい前から展開しております。そういう意味でいうと、県の進めている第三者評価受診施設ということで、川口さんのところ(望未園)は、県の第三者評価のサービスの受診をやっていますか。また、そのこととの関連で、受診を受ける、評価を受けるところでの基本的な考え方、問題は何かございますか。

(川口委員)

やっています。受けることに対してのアレルギーは、全くありませんでした。基本的に私ども施設は新しい施設ですので、どの点が自分の施設に足りないのかということを検証する為に受けたというのが、当時のきっかけでございます。福祉サービス事業所として認定されるということは、最低限の業務を行っているはずなので、それにプラスアルファを各事業所が自助努力の中でどの程度積み上げていくかというのが、おそらく相談支援事業に対する市の期待だと思いますので、それを見つけて出す為の一ツールとして捉えられるのがいいんじゃないでしょうか。第三者評価を受けた後、3年後、5年後にまた受けて下さいねというお言葉もいただきました。これは中身をみますと、自分(の施設)が第三者評価を受けたときのことを思いだしまして、きちっとやった方々は頭が痛かったらうなと思いますけれども、何年に一度かということで、こういったチェックを入れるということは非常に重要かと思ひます。

(会長)

併せて、いわゆる県の受診施設の対象になっていると思われる桜の園(大塚委員)及びつばき静岡(山倉委員)、お二方のところはどうでしょうか。

(大塚委員)

桜の園の大塚です。

県のやる評価を受けようということで、今は動いております。今回、初めてこういう形で出されて(静岡市桜の園内の障害者生活支援センターさくらも事業評価の対象事業所であることから)、非常に困ったことは自己評価の基準が分からないということでした。私ともう一人の担当者として評価しましたが、自己評価やったわけですけれども、全然できていないところは「1」とさせていただきますところもありましたが、我々の仕事がどこまで皆さんに認められているのかなという点では、こういう評価はこれからも続けたほうが、自分たち、また福祉を必要としている人に対して礼儀ではないかなと思っております。

(会長)

はい、ありがとうございました。

つばさ静岡（山倉委員）のほうは、いかがでしょうか。

(山倉委員)

この評価は、特に継続してやることに意味があると思いますので、何年後かに継続して実施し、変化の具合というか、良くなっていく具合を見ていくのにはぜひとも必要だと思います。

(会長)

はい、ありがとうございました。

いわゆる先行して実施されています県の第三者評価を受審した立場から、この評価についての意見を、少しご意見等をいただいたわけでありませう。

他にいかがでしょうか。

(佐野委員)

評価についてで、(資料1の)6ページ、今後の課題のところに出てくるのですが、今、事業所さんが仰られた意見は、評価される立場としてのご意見でしたけれども、その中に、今回の結果の中になかったんですけども、(6ページの課題の)(2)の「実際に相談支援を受けた利用者の満足度」というのが出てくるのですが、この点については、これはとても大切なことだと思います。これを制度的なものにするのか、あるいは福祉サービスを提供していく事業者さんが自主的に、自分のところの事業展開の評価を上げるというか、そういう目的を持って自主的にされるという、色々やり方はあると思うんですけども、評価として利用者の満足度をどういうふうに取り入れていくということはとても大切だと思いますので、これは今後の課題となっていますも、次に早速、取り入れてはみたらいいのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

(会長)

はい。評価事業における利用者の意向や、利用者の要望、そして受けた結果の感想も含めた、利用者がこの事業者を使って良かったなというような満足度、というような視点がこの評価事業の中に必要でないか、というようなご意見だと思っております。

そういう意味で、例えば荒田さんのところは、利用者がいっぱいいらっしゃいますよね、精神障害の方々が。たぶん、いらっしゃると思うのですが、そういう立場でこういう評価、相談支援の評価のことについて、何かご意見ございますでしょうか。

(荒田委員)

精神科の病院ですので、精神科の患者さんはたくさんいらっしゃいます。

すみません、こころの医療センターの荒田といいます。

病院では年に一度、患者さんに対して、利用者の満足度調査というものをやっています。それは、我々の部門で捉えているわけではありませぬので、(詳しいことは)分かりませぬが、そういうものを我々がサービスするときに、こういったところを注意しようとか、というようなところに還元していくような形でやっております。そういうようなお話でよろしかったでしょうか。

あと病院自体に関しては、病院の色々な、例えばサービスはどうであるとか、地域連携はどうで

あるとかの評価項目に関して、何年に一度かの病院機能評価というものを受けて、自分たちの病院のこういう部分はできていて、こういう部分はできていないということ、評価機構のほうで行っているものを受診というか、受けています。それで、自分たちの足りない部分を見つけながら改善していくという形をとっています。

(会長)

はい。医療分野においては、これはかなり伝統的に患者さんから評価を受けるというのがルーチン化しているという状況であります。これは、評価事業においては、利用者の意向、これを抜きにして評価事業は成り得ないかなど。これは、先ほどいいました福祉サービスの第三者評価では、利用者からの調査は、これは任意事項になっています。ただし、静岡県ではやっぱ利用者の意向は大事だということで、あえて利用者調査を第三者評価の中に位置付けてということの経過もあります。従いまして、今の佐野委員からのご発題、今後の検討の課題の中には、どのような形で利用者の意向、また利用者の満足度を把握するような基準が必要ではないかというようなみとは、これからの議論の柱としては重要なポイントなのかな、というように思っておりますが、いかがでしょうか。

はい、他にいかがでしょうか。今日は、議題は他に二つ、大きくありますので。

この障害者関係の、とりわけ相談支援事業者関係の全国的な調査研究や取り組みというのは、あまり進んでおりませんですね。これは、去年でしょうか、3月に厚生労働省が全国市町村対象にした相談支援事業者アンケートというの（の結果）が公表されております。その中で、データ的にはおそらく（平成）20年度データになるんだろうと思っておりますが、相談支援事業者の中で評価をやっているというのは、ここにデータがあるんですが、1800（の自治体が）ある中で調査回答（しているの）が約600ありまして、その中で基準を作ってしっかりやっているというのは5つの自治体しかなかった。そして、そういった意味でいうと、その相談支援事業者自身がやっているのは18、そういった意味で、まだまだこの相談支援事業者の評価ということは、ある意味でいうこの自立支援協議会の大きな役割の一つなんですね。にも関わらず、取り組みが進んでいないということが、全国データ、全国的な実態ということで、それだけ難しさがある事業なんだというように思っております。そのようなことも含めて、今後の議論としては、ここに課題として、今日の資料1の6ページに「7 今後の課題」として3点取り上げとりあげられておりますけれども、ぜひ、このことも踏まえながら、より良い評価事業を作っていくということが大事なんだろうなというように思います。

とりわけ、どうでしょうか、介護保険上における居宅介護支援事業は、静岡県ではそこは評価基準の対象にされていませんが、全国的な基準でいうと、介護保険のケアプランを作る事業所は評価対象になっているという実績もかなりあるわけです。いわゆる在宅型、在宅相談支援型の評価基準づくりというところに、より積極的に取り組む必要があるのかなと思っております。いずれにしても第三者評価、県の第三者評価はいわゆる入所施設、入所支援施設を対象にしているというところがあって、在宅の部分はあまり進んでおりません。そういう視点では、障害者分野においては、とりわけ相談支援事業のところは、より早く手を付けなければならない分野かなというように思っております。故に地域移行やそういうことがどの程度進展するのかということも、この事業に関わる気がしないというわけではありません。今後の議論のポイントとして、評価基準、実施基準との兼ね合いとか、いわゆるサービス提供していく上での連携とか、いくつかの議論のポイントが出てきているのかなと思っております。

事務局、いかがでしょうか。今日はこれぐらいのご意見をいただいて、今後、来年度に向けての日程や、ある程度の内容は、何かございますでしょうか。



(障害者福祉課 下山主任主事)

障害者福祉課の下山でございます。

来年度でございますが、引き続きこの事業評価には取り組んでいくことを考えております。後ほどの議題でございますのでここではご説明を省略させていただきますが、事業評価をより具体的に進めていくためのプロジェクト、部会でございますが、こういったものも設置しまして、今、ご提示いただきました様々な課題に対応した事業評価を進めていく考えでございます。また、今年度は少し時期的に、年度末に差し掛かってからの実施になってしまいました。特にこの質的内容の評価につきましましては時間をかけて、じっくりとやったほうがいいのかと考えておりますので、そこら辺も踏まえながら、来年度はなるべく早期に行っていきたいと考えております。また、併せまして、その内容につきましましては随時、協議会へご報告させていただければと考えております。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございました。

改めてまとめるわけではありませんが、この評価の目的、そのことや利用者の選択制という部分もありますが、より情報公開を進める、山本委員のお話のように情報公開を進めるという意味、それと合わせて、この評価結果を受けて、事業者が自らの仕事の改善点や将来展望を描く、大きくこの二つのところをより鮮明に出しながら、利用者の自立支援に寄与していくというのが基本的なスタンスなのかな。このことを基本にしながら、ぜひこれは継続して、より良いものに展開していただきたいというように思っております。

相談支援事業者同士が、こういう評価内容や業務内容、そういったものが明確化、共有化されていないということになりますと、ここで対象となっております10事業者が、ある意味でいうと押し並べて標準化しておかないと、それぞれの事業者によっての格差やギャップが出てきてしまっただけでは困るのかな、というように思っております。以上、そういう視点で、ぜひここに関わる、受診される事業者の方も含めて、ぜひ積極的なご協力をいただければと思いますが、いかがでございますでしょうか。

けっこう膨大な資料で、皆さんお読みいただくのも大変なのかなと思います。個別の表記なり結果についてはご意見があらうかと思いますが、これはそれなりのご意見があれば、事務局のほうにお寄せいただければと思います。

## (2) 平成22年度の部会運営について

(会長)

それでは、(2)の議題のほうに移らせていただきます。

平成22年度の部会運営ということで、これを議題といたします。昨年度より、連絡調整会議の部会として「地域生活支援部会」を運営してきております。いくつかのテーマごとに集中的に検討していくことのご提案が、事務局より出されておりますので、事務局より設置の案についてのご説明をいただければと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

(障害者福祉課 下山主任主事より説明)

(会長)

はい、ありがとうございました。

この自立支援協議会の一つの枠組みの中で、連絡調整会議、連絡調整会議があって、その中で地域生活の議論をしてきたところです。これを来年度からは、いわゆる自立支援協議会の部会という、明確な規定に基づいた組織を作っていきます、ということであろうかと思えます。その部会を二つ作り、そして一つは、連絡調整会議が行っていた地域生活のあり方、もう一つは事業評価のあり方という、二つの部会を来年度、発足しますよというご提案かと思えますが、これについていかがでございますでしょうか。

はい、どうぞ、佐野委員。

(佐野委員)

地域生活支援部会を、部会として設置するという事なのですが、(資料2の)1ページにありますように、課題が、相談支援の中で課題がすごく幅広くなっているということが現実にあります、その中で、そういつつも、地域生活部会一つでよろしいのでしょうか、ということが疑問なのですが。もう少し、細分化する必要があるのではないかなと、課題として思っております。

(会長)

地域生活という、利用者の包括的な生活を考えたときに、様々な課題、機能というのがあるのではなかろうかと。ある意味では福祉という領域もあるし、医療という問題もあるし、就労という問題もあるし、というような機能も課題を考える場というものも必要ではないか、というご意見かと思えますが、いかがでしょうか。

(障害者福祉課 下山主任主事)

ただ今、佐野委員からご指摘いただきました件につきましてですが、今も地域生活支援部会の一つで、ほとんどの課題に対応しているのは非常に困難な状態である、ということはお承知のとおりでございます。来年度もとりあえず、このような形で部会を設置させていただきたいと考えておりますが、必要に応じて部会の増設というのも視野に入れておまして、今、この場では具体的なご提案ができないのが誠に申し訳ございませんが、また然るべきときにテーマごとの部会というものも、新たに作ることを想定しているところでございます。以上でございます。

(佐野委員)

2ページの米印のところ「この他にも部会設置が必要となった場合には、自立支援協議会において協議の上、随時、設置していくこととします」となっているんですけども、自立支援協議会に協議をかけなければこういうものは設置できない、していけないとなると、こういう早急な課題に対して、いちいち年2回ぐらいしかやらないこういう場で協議するというのではなくて、他に何らかの方法を考えながら、就労なり、教育なり、幅広い分野で考えられる部会というのを作っていったほうがいいのかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

(会長)

いわゆる親であるこの協議会の開催時期、もっといえば役割との関係で、いわゆる緊急性なり、よりネットワークのいい議論をするためには、この自立支援協議会が議論の素材となると、その機

能が薄れるのではないかというご発題かと思いますが、いかがでしょうか。

一つ、(平成)22年度については、今まで連絡調整会議でやってきたそのものを、きちっと組織ベースに乗せましょうという意味では、一つ進歩なんだろうなど。と同時に、今度は地域生活という幅広いその課題をどの様に議論していくのか。そのことは、ある意味22年度、部会設置をして、やっぱ部会として取り組み課題を少し整理していただく中で、優先順位をつけながら、議論をしていく、というようなやり方もあろうかと思っております。

本日のこの自立支援協議会では、この地域生活支援部会と事業評価の部会を設置するということのご承認をいただき、それぞれの部会運営につきましても、その部会の中で少し議論をしていただく。併せて、今度は連絡調整会議がどのような形になっていくのか。そこの関係の兼ね合いの中で、むしろ連絡調整会議が部会とどのように連携をしていくのかというようなことも、少し運営上、システムとして考えていく必要があるのかな、というように思ったりしているわけでありまして。このような取り組みの方向性で、よろしければ、今日の協議会では二つの部会の設置について承認させていただく。ただし、今、ご意見が出たような、地域生活支援部会には多様な課題がある。このことをどのように整理していただき、優先順位を付けながら部会運営に当たっていただくことの方角性でもしよろしければ、この事務局の案をご承認いただければと思いますが、いかがでしょうか。

何か事務局、そのことについて、ご説明ございますでしょうか。

(鈴木障害者福祉課長)

障害者福祉課長の鈴木でございます。

先ほど、青山会長からお話をいただきましたとおりでございます。まず、それぞれ調整会議の中で部会を設置しておりますけれども、その中で様々な検討課題がございます。まずは、そこを整理させていただきながら、またその整理をしまして、検討していきます場を自立支援協議会の部会として位置付けながら、まずは来年度、取り組みをさせていただきたいと思っております。

また、佐野委員からのご心配でございますとおりで、様々な課題に対して検討していかなければなりません。そこは今でも調整会議を各区で設置しているところがございますので、その中で色々ご議論、ご検討いただけるものと考えております。また、そこでの議論を、部会や自立支援協議会と連携して、反映させていくかということも、併せて考えさせていただければと思っております。以上でございます。

(会長)

はい。来年度は、それぞれの区で調整会議が開かれます。ここは、かなり個別具体的な、また実務者が寄り集まって情報交換をし、お互いの研鑽を進めていく場になるんだろうと思っております。そこと、部会とのフィードバック、いわゆる関係性をより明確にさせていただくことによって、地域生活の課題がより鮮明になってくるんだろうというように思っております。逆に、部会がこれから枝分かれしていくとなると、部会に関わるメンバーの構成が、非常に厳しくなってくるのだらう。いわゆる、ある意味でいうと、地域生活というのは非常に幅広い領域でありますので、そのことを議論していくメンバーは、たぶんオーバーラップ、それぞれの団体がオーバーラップして、いくつかの部会に分かれてですね、参加しなければならぬ。一人でいくつかの部会を担当しなければならぬ、というようなことも想定されております。想定されるんだろうと思っておりますし、そういうことを含めて、ぜひ来年度から、この二つの部会をスタートしていただければと思っております。

そもそも、どうでしょうか。この自立支援協議会として、いくつかの役割があるわけですが、そういう部会の承認をしていくということでもありますけれども、年2回程度の協議会では、ある意味、

フットワーク（のよい）議論ができない。ただし、部会の中で、ある意味でいうとプロジェクトチームなり、作業委員会なり、部会の中でテーマ別の議論ができるような枠組み、そこについては、協議会としては部会運営についてはそこまでは言及しない、部会の中でどのようなテーマを設定するかは部会にお任せするというスタンスでやらせていただければ、と思っております。その部会から改めて、新たなテーマの部会設置の動きがあれば、それはそれで取り上げるということになるのですが、部会運営そのものについては、この協議会としては、その部会の主体性にお任せするというスタンスを取らせていただきたいというように思っております。いかがでしょうか。

（特に異議は出されなかった）

（会長）

はい、それではどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今日の議題の3つ目であります。

ここで、傍聴者、報道機関の方はいらっしゃいますでしょうか。報道機関の方はいらっしゃいますか。

はい、そのことも含めまして、これから個人情報に関わるような議論がありますので、これは非公開とさせていただくということは、前段にお諮りしましたわけでありまして。どうぞ、事務局職員の指示に従いまして、ご退室いただければというように思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

（傍聴者、報道機関の方はここで退室）

### （3） 静岡市相談支援事業者等における相談事例及びその解決方法と地域連携課題について（事例検討）

（会長）

はい、最後の議題になりますが、各相談支援事業者等における取組みの中から、特に困難事例についての問題のご報告いただき、その解決方法の検証と事例に潜在する地域連携課題についての協議をしたいと思っております。

本日は、3つの区の連絡調整会議において議論された課題のうち、特に困難な事例であり、全市的な取組みが必要な課題として3つ挙げられております。

一つ目は強度行動障害のある人の通学支援というテーマであります。二つ目は重症心身障害児の通園と保護者の就労の両立の課題、三つ目は多問題家族、複合的な課題を持つ家族のトータル支援ということがあります。いずれも事例として、それぞれの区個別のものであるわけでありましてけれども、こういう事例はかなり潜在的にあるだろうと、普遍性を持つようなテーマになりうるだろう、というように思っております。従いまして、これは少し全市的に統一した議論をしておく必要があるのではないか、というように認識しているわけでありまして、これらに対応する方法・ノウハウ、そういうものを確立させて、共有していくということも、この静岡市の相談支援事業を充実、発展させていく上でも、かなり重要なことかな。併せて、この自立支援協議会における自立困難、困難事例への対応というテーマに、合致するものだというように思っております。

それでは、これから資料3Bのほうでありますけれども、それに基づいて事例の説明をお願いしたいと思います。説明者の方におかれましては、書いてある内容をそのまま読み上げるといったこ

とは避けていただき、これに書かれているものの背景等も含めながら、ぜひご説明していただきたいと思っております。

最初は、事例1「強度行動障害のある子の通学支援」について、静岡市清水うみのこセンターの鈴木さんより、ご説明を、よろしくお願いいたしたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

「(3) 静岡市相談支援事業者等における相談事例及びその解決方法と地域連携課題について(事例検討)」の議事内容につきましては、静岡市情報公開条例(平成15年静岡市条例第4号)第7条第1項第1号にて規定される非公開情報(個人情報)に該当しますことから、非公表とさせていただきます。

(会長)

ちょうど時間になってしまいました。

いわゆるこの協議会で、この事例を取扱うのは、この協議会において一定の方向が出れば問題解決という、そんな生易しい事例ではないわけであります。それぞれの相談支援事業者や、地域の連携という対応の中で、継続的な支援が求められています。やっぱ協議会として、こういうケースが様々な地域社会、静岡市の中で起こってくるという認識をしながら、この協議会を進めていく、そのための困難事例への対応です。この協議会が結論を出すのではなく、例えばヘルパーの中身が不十分だ、だから市にそれに対応すべきだという結論を出しても、それはある意味でいうと現実的ではない。そういうような課題があるということ、この協議会が市役所と共有させていただくという場に(場として)、この困難事例の(検討を行うことによる)使い方をさせていただきたい、というように思っております。

と同時に、この3つの事例を通したときに、どうしても相談援助を行う事業者やそこに当たる相談員の視点は、やっぱ個人、家族、もう一つ集団という、ある意味では当事者団体や学校というようなことも含めて、集団という機能、これをうまく機能しながら支援に当たる、いわゆるグループワーク的な発想。と同時に、どうしても地域社会ということ視野に入れて、問題解決を図っていくということが、今の相談援助の主流になっていかざるを得ないのかな、というように考えます。いわゆる、個別援助、ケースワークだけで問題解決できない。従って、個人、家族、そして集団、そしてコミュニティーということ、意識していかなければならない、ということ考えたときに、3つ目の事例は、コミュニティーが、それなりの受け皿ができてあるという、今までにないご報告があったかというように、捉えさせていただければと思っております。と同時に、こういうような相談援助の技術という、技術論でいうと、どうしてもその私情モデルというか、その個人の足りないところというか、個人の障害に着目し過ぎない、また今までの援助でいうとそういうところに援助してきました。ただし、これからは、生活モデルといたるところよいでしょうか、エコロジカルモデルといいますが、その人が地域社会で生活できるような、包括的な支援をしていくというような、そういうような視点での相談援助の在り方が問われています。そういうことでいうと、それぞれの10相談事業者は、そういう視点を持って、ある意味でいうと相談員のレベルアップを図っていく必要がある、ということがこの事例を通していえるのではなからうか、というように思っております。

様々な課題を持っているわけでありますので、ぜひ、また何かの機会があれば、経過報告という

ことで、この協議会においてもご説明いただければと思っております。

## 閉会

(会長)

いちおう、3つの議題については以上とさせていただきたいと思っておりますが、何か他に、これだけというご提案があれば、ご発題をいただければと思っております。

はい、どうぞ。

(中島委員)

すみません、ちょっと戻るのですが。議題(2)の部会の運営のところの、相談支援事業評価部会を新規に立ち上げられるとのことですが、なかなかですね、利用者の評価というのは当然、インフォームド・コンセントも含めて、非常に重要になるかと思えます。私ども(障害者職業センター)も、3障害、あるいは手帳のない人に対してもサービスをさせていただいてまして、独立行政法人の組織ですので、業績評価ということで、国のほうへ、利用者ということで、質の部分のアンケートを行って、それが直ぐに本部に報告されるというような、満足度の調査をやっております。その中でなかなか難しいのが、満足度の指標を作る際に、3障害ごと、知的、身体、精神、発達障害も入れれば、なかなかコミュニケーションの問題であるとか、認知の特徴とかに課題があるので、サービス主体者が、客観的に見て適切なサービスを実施しても、なかなかそのツールがうまくないと適切な評価がなされないかな、というふうに思えます。3障害の認知とか、あるいは障害の特徴に踏まえた評価の枠組みを作らないと、きついだらうなと思えます。

あと、国のほうの評価、これは研究のほうでもよくいわれるのですけれども、ケアプランの中で、十分、先を見据えて適切なことをやっても、インフォームド・コンセントの問題もあるのですが、利用者の方が逆に厳しいとか、あるいは先ほどの事例のように、家族の理解になかなか課題があるのですよね。その支援者とその利用者との評価というのは、とても、僕らがやっても難しいな、というように思えます。ですから、先ほどの説明の中で、随時、相談支援事業者の方も入れられるということですが、当事者の方と、相談支援事業者の現場の方の声を反映した評価の枠組みを、作る必要があるらうなと思っております。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。

いわゆる評価事業の困難性、またその前提となる基準づくりの妥当性みたいなことのご指摘のご発言かと思えます。来年度の部会の中では、今のご意見も踏まえて、展開していただけるということで、まとめさせていただければと思っております。

これで終わりたいと思っておりますが、事務局から何かございますでしょうか。

(障害者福祉課 西澤参事)

特にございません。

(会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、この協議会は、今年度はこれを持って終わるということであります。従いまして、来年度については、また、ご案内をいただけるものと思っておりますが、いずれにしましても1年間に2回という短い会議でありますけれども、この会議が基になって連絡調整会議が開かれ、そして具体的な事例が拾い上げられ、というように徐々にではありますけれども、現場に近いところの議論が、この協議会でもでき始めたのかなというように思っております。来年は、ぜひ3区の連絡調整会議の実態化を図っていただく中で、またこの協議会との連携も取らせていただきたい、というように思っております。

時間が約7分過ぎてしまいましたが、今日の協議会はこれで終了させていただきたいと思っております。どうも、ありがとうございました。

(司会より事務連絡)

(午後0時10分 閉会)